投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第三号

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定

日本国及びイラク共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平なかつ良好な条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(1)　「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であって、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。

(a)　法人及び法人の支店

(b)　株式、出資その他の形態の法人の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(c)　債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）

(d)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(e)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(f)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(g)　法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(h)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2)　「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(a)　締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(b)　締約国の法人

Pour le Japon,
For Japan,

Pour la Suisse,
For Switzerland,
(s.) FRANK VISCHER

Pour le Luxembourg,
For Luxemburg,

Pour le Suriname,
For Surinam,

Pour la Norvège,
For Norway,

Pour la Tchécoslovaquie,
For Czechoslovakia,

Pour le Royaume des Pays-Bas,
For the Kingdom of the Netherlands,

Pour la Turquie,
For Turkey,

Pour le Portugal,
For Portugal,

Pour le Vénézuela,
For Venezuela,

Pour le Royaume-Uni de Grande Bretagne et d'Irlande du Nord,
For the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland,

Pour la Yougoslavie,
For Yugoslavia,

Pour la Suède,
For Sweden,